

大牟田市競争入札参加資格者審査会規程の運用基準

(第4条第1項関係)

総合的な評定は点数により示し、その総合的な評点による点数(以下「総合点数」という。)は、客観的事項の審査に基づく客観点数と主観的事項の審査に基づく主観点数を合算したものとす。

- 1 客観点数は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値による。
- 2 主観点数は、次の各号に定める事項について当該各号により算出した点数を加減した点数とする。

(1) 工事成績の状況

加減	減点()			加減点なし	加点(+)			
	不良	やや不良			普通		良好	
工事成績 評定点	50点 未満	50点 以上	55点 以上	60点 以上	65点 以上	70点 以上	75点 以上	80点 以上
		55点 未満	60点 未満	65点 未満	70点 未満	75点 未満	80点 未満	
加減点数	30	20	10	0	5	10	15	20

工事件数が複数の場合は、全工事の総計点数/件数(平均値)

(2) 指名停止の状況

客観点数から、次の表に掲げる指名停止の期間に応じ当該欄に定める割合を乗じて得た点数を減点する。

指名停止の期間	割合(%)
3月未満	10
3月以上 7月未満	15
7月以上 13月未満	20
13月以上	30

(3) ISOの認証取得の有無

ISO9001、ISO14001認証を取得している事業者に、各5点を加点する。

認証取得	加点
ISO9001	5
ISO14001	5

(4) 障害者の雇用の有無

障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業者又は同法に基づく障害者雇用状況の報告義務がなく1人以上の障害者を3月以上継続して雇用している事業者に、5点を加点する。

(5) 子育て支援の状況

福岡県の「子育て応援宣言」登録制度により「子育て応援宣言登録証」の交付を受けて

いる事業者に、5点を加点する。

(6) 消防団協力事業所認定の有無

「大牟田市消防団協力事業所」表示制度により「大牟田市消防団協力事業所」に認定されている事業者（事業者での認定とし、団体等での認定を除く。）に、5点を加点する。

（第4条第1項第2号関係）

(1) 総合点数により、次の表のとおり区分する。

業 種	等 級	総合点数
土 木	A	750点以上
	B	640点以上 750点未満
	C	640点未満
建 築	A	710点以上
	B	710点未満
その他	等級による区分は行わない（順位のみ設定）	

(2) 前々年度以降の名簿の登載状況により次の表の左欄に掲げる登録区分により区分する。

登録区分	説 明
1 継 続	前々年度又は前年度の競争入札参加資格者名簿若しくは小規模工事契約事業者登録名簿に登載された者であって、本年度申請をしたもの
2 新 規	前々年度以降、競争入札参加資格者名簿又は小規模工事契約事業者登録名簿のいずれにも登載されていない者であって、本年度申請をしたもの

注) この表において申請とは、競争入札参加資格審査申請をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この運用基準の施行の日から平成16年3月31日までの間に限り、（第4条第1項関係）の2の（1）の表にかかわらず、同表を次の表として同（1）の規定を適用する。

加減	減点（ ）			加減点なし	加点（ + ）			
	不良	やや不良			良好	優	優秀	
工事成績判定 及び 評定点	50点 未満	50点 以上	55点 以上	60点 以上	70点 以上	75点 以上	80点 以上	90点 以上
		55点 未満	60点 未満	70点 未満	75点 未満	80点 未満	90点 未満	
加減点数	30	20	10	0	5	10	15	20

付 則

この運用基準は、平成17年5月20日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成21年5月25日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成28年1月1日から施行する。ただし、(第4条第1項関係)の2の(6)については、平成29年度に作成する大牟田市競争入札参加資格者名簿から適用する。